

# パスポート(旅券)手数料の改定について

7月1日以降の申請受理分から、旅券手数料の引き下げが適用されます。詳細は、外務省ホームページをご覧ください。

【問】 市民総合窓口室 Tel.22-5111



## 新しい手数料の一覧

年齢	旅券種別	現行手数料 (6月30日まで申請分)	改定後手数料 <sup>※1</sup> (7月1日以降申請分)	備考
18歳以上	10年	電子申請15,900円 窓口申請16,300円	電子申請8,900円 窓口申請9,300円	7,000円減額
	5年	電子申請10,900円 窓口申請11,300円		18歳以上 5年旅券廃止
	残存有効期間 同一旅券 <sup>※2</sup>	電子申請5,900円 窓口申請6,300円	電子申請5,400円 窓口申請5,800円	500円減額 (18歳未満は申請 できません)
18歳未満 (12歳以上)	5年	電子申請10,900円 窓口申請11,300円	電子申請4,400円 窓口申請4,800円	6,500円減額
12歳未満	5年	電子申請5,900円 窓口申請6,300円		1,500円減額

※1 窓口(紙)申請と電子申請で、手数料が異なりますのでご注意ください。

※2 氏名や本籍地等に変更があった場合や査証欄の余白が少なくなった場合に、現在お持ちのパスポートの有効期間を引き継いだ新たなパスポートのこと。



## 窓口の混雑が予想されます

手数料改定に伴い、7月1日以降の申請数が大幅に増加し、窓口が混雑することが予想されます。窓口申請・電子申請ともに、交付までの期間に十分な余裕を持って申請してください。

## 電子申請が便利です

パスポートの更新申請、新規申請は電子申請でも行えます。電子申請では戸籍情報がシステム連携されるため、戸籍謄本の提出が不要になります。ぜひ、この機会にご活用ください。

※電子申請で補正等が必要となる場合、申請者による対応が完了するまで審査は中断しますので、ご注意ください。



手続きにはマイナンバーカードが必要です



# 令和8・9年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加を反映し、2年ごとに見直されます。なお、県内は均一の保険料率です。詳細は、7月に送付するチラシおよび市ホームページをご覧ください。

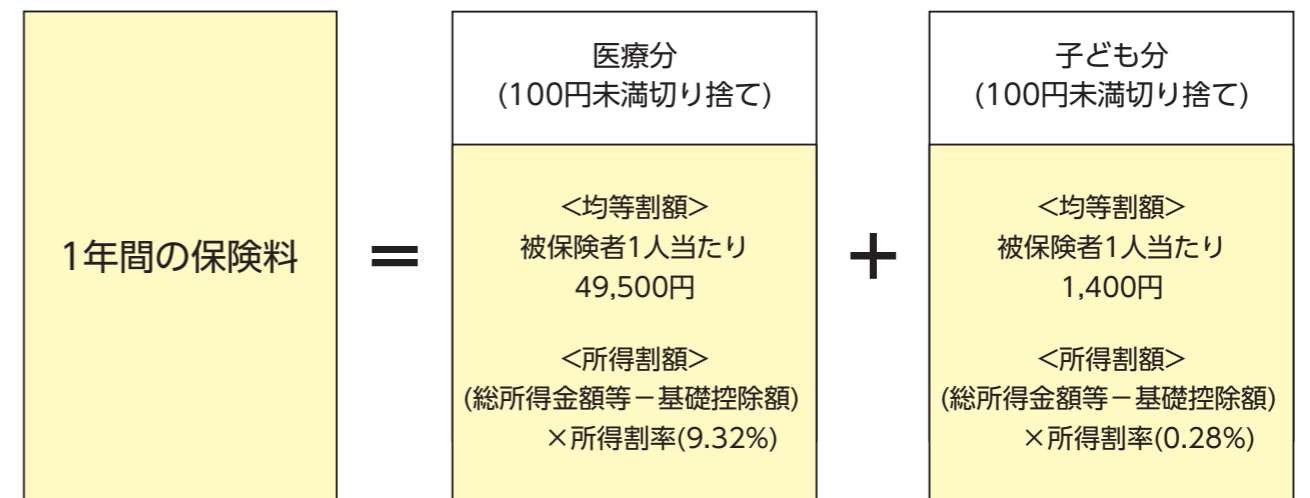
【問】 国保年金課 Tel.22-5111



区分	均等割額	所得割率	賦課限度額(上限)
令和8・9年度 医療分	49,500円	9.32%	85万円
子ども・子育て支援 納付金分(子ども分)	1,400円	0.28%	2万1千円

※子ども分については、令和9年度に再度見直し予定です。

## 個人ごとの保険料額の決め方



※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。遺族年金や障害年金は収入に含みません。  
 ※年度の途中で被保険者になった人は、資格取得月からの月割りで保険料額を計算します。  
 ※世帯の所得水準が低い人は、均等割額を軽減します(7割・5割・2割)。なお、均等割額が7割軽減に該当する場合、医療分に限り、さらに0.2割を軽減します(7.2割)。

## 令和8年度より後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援納付金分が加算されます

従来の後期高齢者医療保険料(医療分)に加えて子ども・子育て支援納付金分(子ども分)の保険料をお支払いいただきます。なお、子ども分の負担額も所得に応じて異なります。これは後期高齢者医療保険だけでなく、ほかの公的医療保険(健康保険・共済組合・国民健康保険組合・自治体国民健康保険等)に加入されている人も同様です。

子ども・子育て支援納付金分は、少子化対策を強化するため、国が導入を進めている「子ども・子育て支援金制度」の財源として活用されます。